

群馬県公立大学法人現物資産活用基金規程

令和6年10月4日

群馬県公立大学法人規程第45号

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人現物資産活用基金（以下「現物資産活用基金」という。）の設置並びに管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 群馬県公立大学法人（以下「法人」という。）に現物資産活用基金を置く。

2 現物資産活用基金で組み入れる寄附資産は、租税特別措置法第40条第1項の規定に基づくみなし譲渡所得税の非課税措置の適用を受けることを目的とする現物資産とする。

(目的)

第3条 現物資産活用基金は、法人における学生に対する支援、教育研究の質の向上及び社会貢献活動の充実等並びにこれらを推進するための財政基盤の強化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 現物資産活用基金は、前条の目的を達成するため、群馬県公立大学法人定款第28条第1項第1号から第6号に規定する業務に充てるものとする。

(構成)

第5条 現物資産活用基金は、寄附者が現物資産活用基金に組み入れることを指定した寄附資産及びその運用益、その他理事会の議を経て理事長が組み入れることを決定した資産及びその運用益をもって構成する。

(管理運営)

第6条 理事長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

- (1) 基金の予算及び決算に関すること
- (2) 基金の組入れに関する審査及び決定に関すること
- (3) 寄附資産及びその運用益の使途に関すること
- (4) 寄附資産及びその運用益の運用、買換え、売却等の活用方針に関すること
- (5) その他基金の重要な管理運営に関すること

(資産の組入れ)

第7条 理事長は、前条の規定により現物資産活用基金への組入れを決定したときは、寄附者へ次の各号に掲げる書類を交付しなければならない。

- (1) 承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書
- (2) 文部科学大臣からの基金の証明書の写し
- (3) 基金への組入れの決定を行った理事会の議事録の写し
- (4) 前号の決定に係る寄附資産の種類、所在地、数量、価額等の事項を記載した書類
- (5) その他、寄附者が非課税承認の申請を行うにあたり必要な書類

(資産組入れの制限)

第8条 現物資産活用基金へ組入れようとする場合において、次の各号及び同条第2項のいずれかに該当するときは、組み入れることはできないものとする。

- (1) 寄附資産の買換えにより取得した財産を無償で寄附者に譲渡し、又は使用させること
- (2) 寄附資産を使用し学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- (3) 寄附資産の使用及び売却等について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
- (4) 寄附申込み後、寄附者の意思により寄附資産の全部又は一部を取り消すことができること
- (5) 寄附資産の処分について寄附者の承諾を得ること
- (6) 寄附資産を組み入れることにより著しい財政負担を伴うもの
- (7) その他理事長が特に法人の業務運営上支障があると認める条件が付されたもの

2 有価証券のうち、株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）について、次の各号のいずれかに該当するとき。

- (1) 株式等の発行会社の社会的な立場及び信用度に問題があるもの
- (2) 法人が発行済み株式総数の過半数を占めることとなるもの
- (3) 譲渡制限付き株式であって、譲渡につき承認が得られていないもの
- (4) その他理事長が法人の運営に支障があると判断したもの

(基金の会計処理)

第9条 現物資産活用基金に係る会計処理は、群馬県公立大学法人会計規則及びこれに基づく諸規程の定めるところにより処理するものとする。

2 現物資産活用基金に係る経理は、法人の他の基金とは区分して管理しなければならない。

(基金明細書)

第10条 理事長は、毎事業年度終了後、別記様式による現物資産活用基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し、監事の監査を受けるものとする。

2 理事長は、毎事業年度終了後3月以内に、基金明細書を文部科学大臣及び総務大臣に提出するものとする。

3 理事長は、現物資産活用基金への組入れを決定した寄附者に対し、基金明細書のうち当該寄附者に関する明細の写しを、当該寄附を受けた日の属する事業年度終了後3月以内に送付しなければならない。

4 基金明細書の写しは、当該基金明細書を作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間、法人に保存するものとする。

(事業年度)

第11条 現物資産活用基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(準用)

第12条 現物資産活用基金への寄附の申込みについては、群馬県公立大学法人寄附金取扱規程第5条を準用する。

(委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 4 日から施行する。

別記様式（第 10 条関係）

（元号） 年度 群馬県公立大学法人現物資産活用基金明細書

I. 現物資産活用基金の期末の状況

期末の状況	備考
特例寄附資産等	
土地	
（所在地、数量）（金額）	
建物	
（名称、所在地、数量）（金額）	
有価証券	
（名称、数量）（金額）	
現預金①（特例寄附資産等の取得に充てることとなるもの）	
（金額）	
現預金②（①以外のもの）	
（金額）	
内訳 配当金等	（金額）
配当金以外のもの	（金額）
その他	
（名称、所在地、数量）（金額）	
小計（金額）	
合計（金額）	

II. 現物資産活用基金の運用によって生じた利子その他収入金による支出状況

支出の用途	支出額	備考
合計	（金額）	

III. 寄附者への還元の有無

当期における寄附者への還元の有無	具体的事例

IV. 現物資産活用基金で管理しなくなった資産の有無

当期において基金で管理しなくなった特例寄附資産の有無	理由

【記載要領】

- ①「特例寄附資産等」とは租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第 25 条の 17 第 7 項第 2 号イに規定する方法により管理するものを指す。なお、租税特別措置法第 40 条に基づき組み入れた資産を施行令第 25 条の 17 第 7 項第 2 号イに規定する方法に基づき管理することとした資産を含む。
- ②特例寄附資産については、別紙様式 1 を用いて資産ごとに当該特例寄附資産の詳細について記載すること。なお、Ⅱの利子その他収入金によって資産を取得した場合は、当該資産について「Ⅰ.基金の期末の状況」に当該資産を記載するとともに、当該資産ごとに別紙 2 様式を用いて当該資産の詳細について記載すること。
- ③特例寄附資産については、当該資産を群馬県公立大学法人定款第 28 条第 1 項第 1 号から第 6 号の業務のうちどの業務に充てているか（充てる予定であるか）、備考欄に記載すること（有価証券及び現金等を除く）。
- ④特例寄附資産の項目中の「現預金①」は、今後、特例寄附資産の取得に充てることとなるものを記載すること。
- ⑤特例寄附資産の項目中の「現預金②」の内訳に記載している「配当金等以外のもの」とは、基金の運用益等で取得した資産（別紙様式 2 に記載の資産）の譲渡による収入金等をいう。
- ⑥Ⅱの備考欄には、支出の用途が群馬県公立大学法人定款第 28 条第 1 項第 1 号から第 6 号の業務のどの規定に該当するかを記載すること。
- ⑦Ⅲの「寄附者への還元」とは、組み入れた資産を売却するに当たって寄附者、寄附者の親族等関係者又は寄附者が予め指定した者に売却した場合、その他寄附者の所得税やその親族等の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させるものを言う。

(別紙様式1)

現物資産活用基金に組み入れた特例寄附資産の状況

1. 当該特例寄附資産の基金組入時の状況等

寄附者に関する事項

特例資産 の寄附者	フリガナ	
	氏名	
	住所又は居所	

当該特例寄附資産の明細

種類	細目 (地目、構造等)	所在地	数量 (面積等)	取得価額	贈与等の時に おける価格	贈与等を受けた年月日	基金明細書との対応関係	備考

2. 当該特例寄附資産の買い換え後の状況

買換資産及び特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の明細

買換又は 残存資産	種類	細目	所在地	数量	買換資産の取得価額等			買換資産の取得 年月日等	基金明細書と の対応関係	備考
					※1	※2	※3			

※1 うち、当該特例寄附資産の譲渡収入の充当額

※2 うち、その他特例寄附資産の譲渡収入の充当額

※3 うち、その他充当資金額

【記載要領】

- ①特例寄附資産として当該基金に組入れた資産ごとに作成すること。
- ②当該特例寄附資産を買換えた場合には、そのすべての買換えについて時系列で記載すること。
- ③基金明細書との対応関係には、明細書に記載している特例寄附資産に対応する資産の番号（例：土地①）を記載すること。
- ④現金を保有している場合には、買換資産として記載すること。また、今後の使用予定を備考欄に記載すること。
- ⑤備考欄には、売却益を充てる買換え資産、当該資産の売却額、分割譲渡して譲渡した場合の残存資産の状況等について記載すること。
- ⑥特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の価格の記載について、寄附を受けた資産を分割譲渡等した場合は、贈与等の時における価格を分割譲渡の割合で按分した価格、買換資産を分割譲渡等した場合は、当該買換資産の取得価格を分割譲渡の割合で按分した価格を記載すること

(別紙様式 2)

現物資産活用基金の運用益等で取得した資産の状況

1. 当該資産の取得時の状況等

当該資産の明細

種類	細目 (地目、構造等)	所在地	数量 (面積等)	取得価額	取得年月日	基金明細書との対応関係	備考

2. 当該資産の買い換え後の状況

買換資産及び特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の明細

買換又は 残存資産	種類	細目	所在地	数量	買換資産の取得価額等		買換資産の取得年月日等	基金明細書と の対応関係	備考
					※ 1	※ 2			

※ 1 うち、当該特例寄附資産の譲渡収入の充当額

※ 2 うち、その他充当資金額

【記載要領】

- ①運用益等により取得し、基金に組入れた資産ごとに作成すること。
- ②当該資産を買換えた場合には、そのすべての買換えについて時系列で記載すること。
- ③基金明細書との対応関係には、明細書に記載している特例寄附資産に対応する資産の番号（例：土地①）を記載すること。
- ④「1.当該資産の取得時の状況等」欄に記載の資産を譲渡し、その譲渡代金を特例寄附資産の取得資金の一部に充てた場合は、別紙様式1「2.当該特例寄附資産の買い換え後の状況」欄に記載することとし、「2.当該資産の買い換え後の状況」に記載しないこと